

本基本方針は、いじめほどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという真実を踏まえ、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条 H25）と定義されている。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止の取組に対する基本理念

- ①いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識をもつ。
- ②全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ④常にいじめの兆候に対してアンテナを高くし、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念をもって対応に当たる。
- ⑤いじめの対応に当たっては、担任だけでなく、学校組織全体（事態によっては関係機関と連携）で対応する。
- ⑥家庭・地域に本校の取組を伝えて、チーム学校としてのいじめ防止を推進する。

いじめに対する取組

（1）いじめを生まない教育活動の推進

- ★本校の全ての教育活動の基底に、同和教育を据える。
- ★子どもたち一人一人のひとみが輝くための「積極的生徒指導」を推進する。
- ★日々の授業や学級経営のあり方の重要性を認識し、自他の個性を認め合う雰囲気や温かい言語環境を醸成する。（隠れたカリキュラムとして重要。「たくさん聞こえてくる温かい言葉」）
- ★人間関係プログラム「だんだんタイム」等の実施による、よりよい人間関係作りに取り組む。
- ★教職員は、児童に育てたい人権意識やふるまいを、まず自分自身に求め、後ろ姿で範を示しながら推進者となる。（このことは本校の「めざす職員像」として明示）

(2) いじめの早期発見

- ①観察や会話などから常に児童の心身の状態を把握する。
- ②いじめを発見することのできる「学校生活アンケート」及び「保護者アンケート」を実施し、早期発見に努める。
- ③いじめに係る不安や悩み等の「相談窓口」を児童や保護者に周知するとともに、教育相談の実施（学期に少なくとも1回）やSC、SSWの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。

(3) 保護者・地域等への啓発活動

情報発信・情報共有等

相談窓口の周知のため、年度当初に児童に伝えるとともに、校長室だより、児童生活アンケート等に載せます。また、ホームページでもお知らせします。

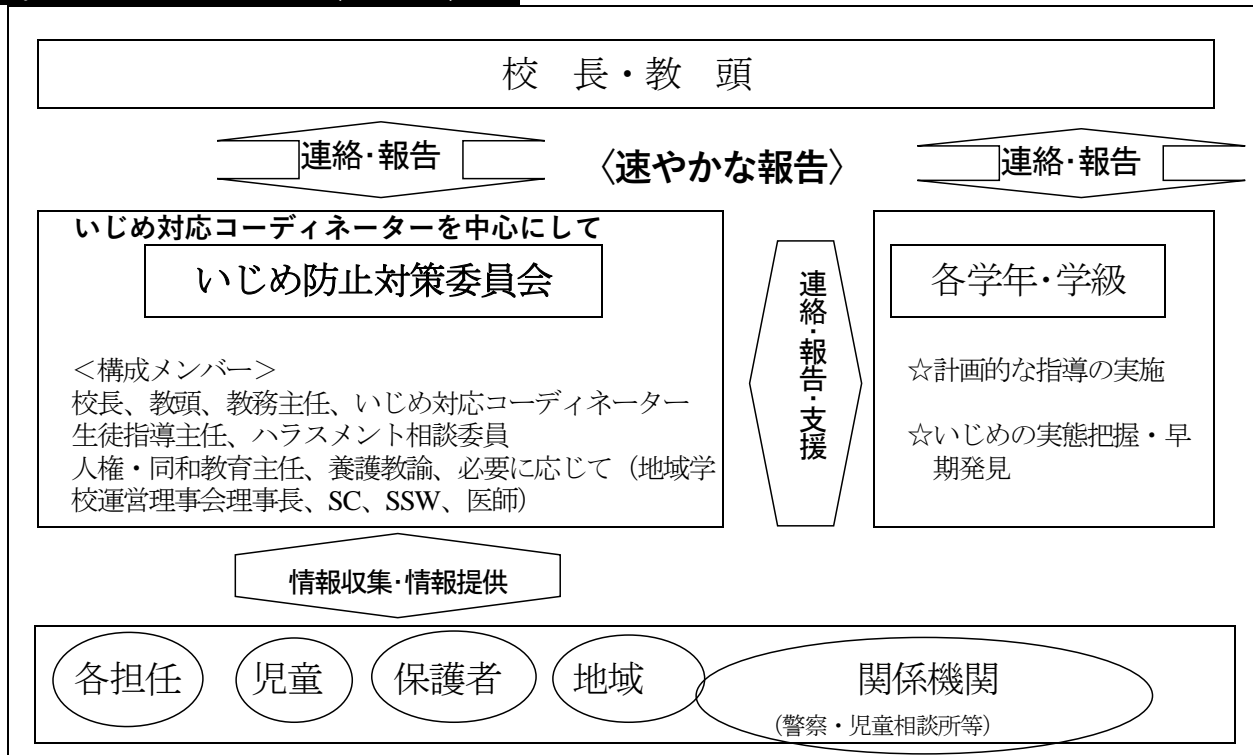
いじめに対する相談窓口

相談窓口は湖陵小学校の**全教職員**です。いつでもどこでも誰にでも、お気軽にご相談ください。プライバシーや秘密にも配慮します。

いじめに対する措置

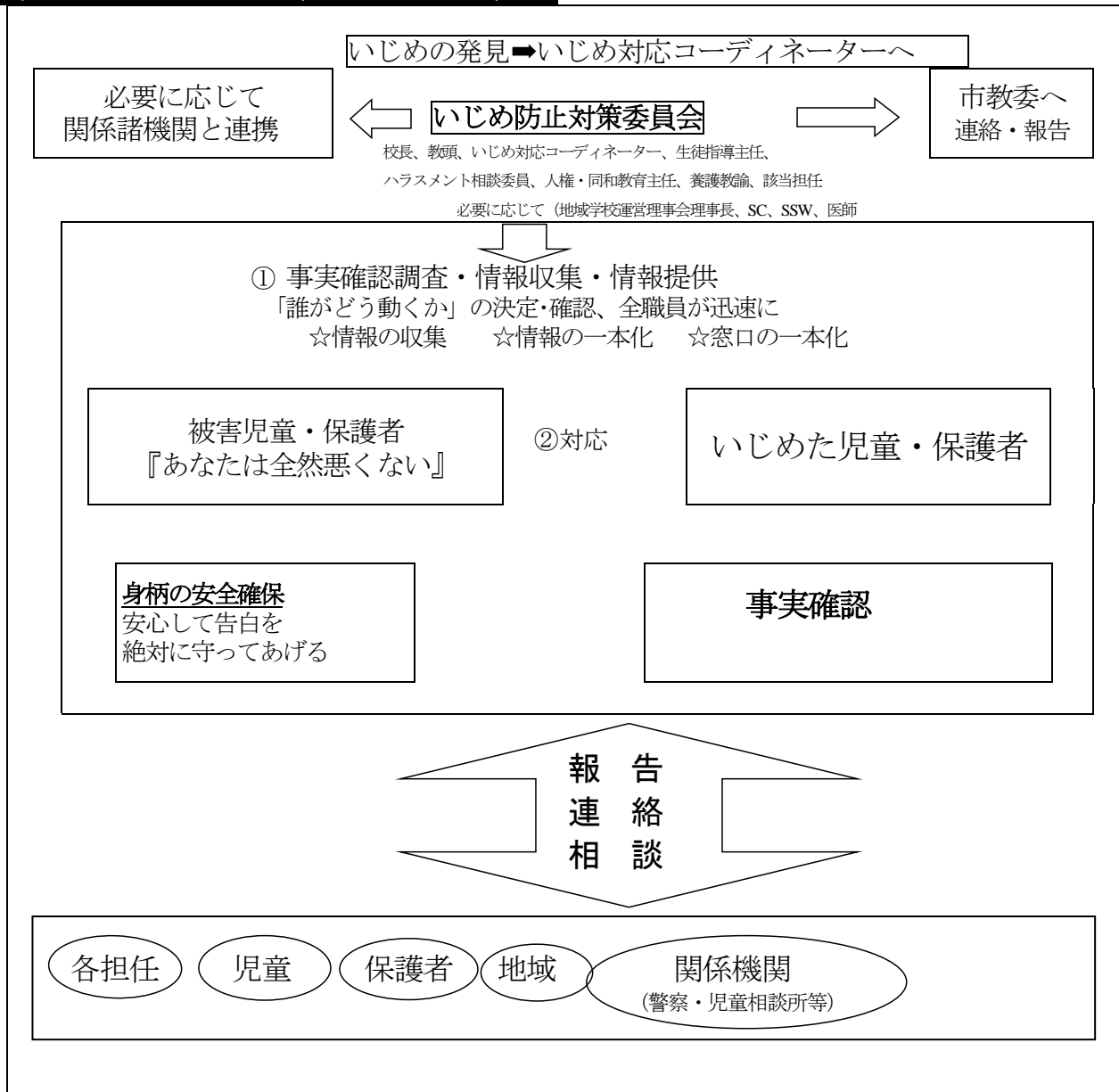
SC = スクールカウンセラー
SSW = スクールソーシャルワーカー

I. いじめ防止体制（平常時）



※ 「いじめ防止対策委員会」が保護者、地域、関係機関等の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

II. いじめ防止体制（いじめ発生時）



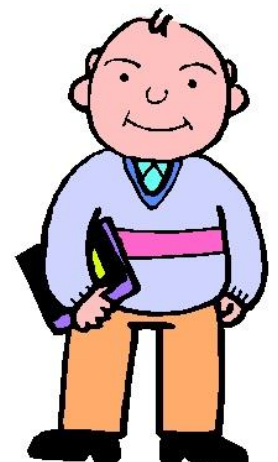
いじめの解消
（継続して情報交換・援助）
事後観察・支援の継続
（日常観察・SC等との連携）
学校評価
取組の分析、改善

この記録は1年間保存する。

改善が図られ、いじめが解消するまで、本人等に再発の有無を確認し記録に残す。

いじめが解消したとは？

- ①いじめが止まっている状態が継続している。（3カ月が目安）
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

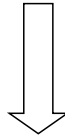


Ⅲ. いじめ防止体制（重大事態発生時）

重大事態とは

重大事態の発見 → いじめ対応コーディネーターへ

- ① 児童が自死を企図した場合
- ② 児童に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 児童の身体に重大な障害があった場合
- ④ 児童が金銭を奪い取られた場合
- ⑤ 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ⑥ 児童や保護者から、重大事態に至ったという申し立てがあったとき



関係諸機関と連携
(情報提供)

← 緊急いじめ防止対策委員会の設置 →

市教委へ速報

緊急いじめ防止対策委員会

<構成メンバー>

校長、教頭、教務主任、いじめ対応コーディネーター、
生徒指導主任、ハラスメント相談委員、人権・同和教育主任、担任、
教育相談担当、養護教諭、PTA正副会長
地域学校運営理事会理事長、
SC、SSW、医師、警察、教育委員会

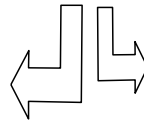


サポートチーム

事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任

- 「誰がどう動くか」の決定・確認、全職員が迅速に（いじめCoを中心に）
- ☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化

いじめられた児童・保護者
『あなたは全然悪くない』



いじめた児童・保護者



関係児童への指
導・援助

保護者・地域社
会への啓発活動

事実確認

いじめは絶対許されない
(教育的配慮の下、毅然とし
た対応を)

身柄の安全確保
安心して告白を
絶対に守ってあげる
学習環境の確保

必要な情報提供の確保

情報共有、対策検討

各担任

児童

保護者

地域

関係機関 (警察・児童相談所等)

報道等への対応

事後観察・支援の継続

学校評価

(教育委員会との連携) (ケア等日常観察・関係機関等との連携) 取組の分析、改善

この記録は5年間保存する。

改善が図られ、いじめが解消するまで、本人等に再発の有無を確認し記録に残す。

再発防止の取組状況を1年以内に教育長に示す。